

京丹波町●食の祭典2017企画

## 第6回京丹波屋台グランプリ実施要項

今年のテーマは 「 井 物 」

目的／ほんまもん京丹波の味を追求したコンテストを実施することにより食で訪れたいくなるまちづくりを推進する。

主催／京丹波町観光協会

開催日／平成29年10月22日（日） ※京丹波●食の祭典で実施

会場／京都府立丹波自然運動公園

出店者／20団体・グループ程度

来場者数／16,000人（見込み）

出店資格／①京丹波の食を推進しようとする者で、京丹波町の食材を使用した井物を提供できること。

②京都府保健所等が指導する衛生面等の徹底を図る事業者及び個人とする。

③500円で販売することが可能な商品であること。

④グランプリ入賞者は京丹波町内でのイベント及び町外での観光PRイベント等で出店することを条件とする。※詳細は出店者説明会にて説明いたします。

⑤過去にグランプリを受賞した商品でないこと

⑥グランプリ出店者はグランプリ商品以外出品できないこととする。

表彰／グランプリ 1点 賞状 賞金20万円

準グランプリ 数点 賞状 賞金1万円

問い合わせ／京丹波町観光協会事務局 TEL 0771-89-1717

エントリー方法／所定のエントリー用紙により、京丹波町観光協会あて、メール若しくはFAXで申し込むこととする。受付期間は7月17日（月）から8月25日（金）までとする。

審査員／京丹波町長、京丹波町副町長、京都農業協同組合代表理事理事長、京丹波町商工会会長、京丹波町観光協会会長、京丹波町観光協会理事、監事、飲食業関係者（敬称略）計10名程度

審査方法／来場者投票及び審査員投票により決定する。

来場者投票は、主催者で用意する割り箸（200本）を出店者に配布し、各店舗200食を対象に購入者に投票用の箸を渡し、投票テントに設置する投票箱に投票する。審査員投票は、来場者投票の結果を踏まえた上、①おいしさ、②ご当地性、③インパクト、④ネーミング、⑤見た目、⑥オリジナリティ、⑦普及性（広めやすさ）の7項目により行う。

作品提出／審査にあたって、審査員による試食審査を行うため、出店者は、出品作品3食分を試食審査用として主催者に提出すること。

当日の流れ／①午前10時00分開催及び投票開始 ②午前10時30分試食審査開始

③午後1時45分来場者投票締め切り ④午後2時最終審査

⑤2時40分結果発表及び表彰

特記事項／来場者投票用の箸200本は主催者側で用意することとし、当日の朝に配布する。

来場者投票は、来場者が商品（作品）を購入するごとに1膳の箸を受け取り、投票を行う。  
※来場者は、1商品（作品）を購入するごとに1票の投票する権利を得る。

エントリー店を表示するため、事務局において、当日会場マップを作成するとともに、エントリー店のPOP表示（A3サイズ1枚）を行うこととする。

遵守事項／不正が発覚した場合は、その時点でエントリー作品を審査対象から除外する。

例）残った審査用割り箸、捨ててある投票用割り箸を関係者が投票箱に入れる行為。出店者同士で投票用割り箸を譲渡する行為。関係者によって商品を購入し大量に投票を行う行為。